

ハローワークインターネットサービスにおける  
求人者マイページ及び求職者マイページの利用規約

---

## 第1条（目的）

求人者マイページは、公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）及びハローワークインターネットサービスを利用して、求職者の募集・採用選考活動を行うことを希望する求人者を対象に、ハローワークへの事業所登録・求人申込み手続き、求人・応募者の管理等に利用することにより、求人者へのサービスを向上させることを目的とします。

求職者マイページは、ハローワーク及びハローワークインターネットサービスを利用して求職活動を行うことを希望する方を対象に、仕事探しに必要なサービスとして、求人情報の検索、求人への応募、ハローワークで提供する各種サービスのご案内（担当者制の個別支援、応募書類作成の助言、適職診断の実施等）等を行うことにより、求職者へのサービスを向上させることを目的とします。

## 第2条（利用対象者）

(1) 求人者マイページは、ハローワーク及びハローワークインターネットサービスを利用して、求人申込みを行うことを希望する求人者が対象となり、ハローワークに来所し、事業所登録を行ってから利用することができます。

(2) 求職者マイページは、ハローワーク及びハローワークインターネットサービスを利用して求職活動を行うことを希望する方が対象となり、ハローワークに来所し、又はハローワークインターネットサービスを介して求職申込みを行ってから利用することができます。

ただし、中学校、高等学校在学中の生徒（夜間・定時制の生徒を除く。）は、求職者マイページの開設はできません。学校を通じてハローワークで求職申込みを行う必要があります。

また、外国人（特別永住者を除く。）が求職者マイページを利用する場合には、適正な在留資格と在留期間である必要があります。

## 第3条（定義）

(1) 「求人者マイページ」とは、厚生労働省職業安定局がハローワークインターネットサービスにより提供する求人者ごと（原則として雇用保険適用事業所単位）の募集・採用選考活動に必要なサービスの総称をいいます。個々の求人者は、求人者マイページの登録により、募集・選考活動に必要な情報（求職情報検索、求人者向けのメッセージ等）を閲覧し、自らの活動（求人登録等）を管理することができます。

(2) 「求職者マイページ」とは、厚生労働省職業安定局がハローワークインターネットサービスにより提供する求職者個人ごとの求職活動に必要なサービスの総称をいいます。個々の求職者は、求職者マイページの登録により、求職活動に必要な情報（求人情報検索、求職者向けのメッセージ等）の閲覧、求人への応募、自らの求職活動（求職条件、応募実績等）の管理等を行うことができます。

(3) 「求人者」とは、ハローワークに事業所情報を登録し、求人申込みを行った者をいいます。求人者は、求人者マイページを開設・利用することができます。

(4) 「求職者」とは、ハローワークに来所し求職申込みを行った者（来所登録者）、又はハローワークインターネットサービスを介して求職申込みを行った者（オンライン登録者）をいいます。

「来所登録者」と「オンライン登録者」では利用できるサービスに違いがあります。

---

「来所登録者」は、ハローワークインターネットサービス上の求人情報の閲覧だけでなく、ハローワークが提供するさまざまなサービスや就職支援（職業相談、職業紹介、個別支援、就職支援セミナー等）を利用することができるとともに、希望により求職者マイページを開設・利用することができます。

「オンライン登録者」は、「ハローワークで求職申込内容の確認を行っていない者」ですが、求職者マイページ上のサービスを利用することができます。「オンライン登録者」はハローワークに来所することで「来所登録者」に求職区分が切り替わります（ただし、オンライン登録者から来所登録者に求職登録区分が切り替わると、オンライン登録者に戻ることはできません）。

#### **第4条（求人者マイページの開設）**

- (1) 求人者マイページを利用しようとする者は、ログインアカウントとして事業所のメールアドレスが必要になることについてあらかじめ承諾することとします。求人者マイページのログインアカウント（メールアドレス及びパスワード）については、求人者マイページ利用者の責任で管理し、第三者に開示、貸与及び譲渡してはならないものとします。ただし、ログインアカウントの追加アカウントを社会保険労務士等法令により求人の申込みの事務代理を行うことが認められた者に対し、契約により本目的の利用のために貸与する場合を除きますが（求人者マイページは求人申込みの事務代理に必要な範囲での利用になります。）、これにより生じた損害及び第三者との間で生じた紛争、被害については当事者間で解決するものとします。
- (2) ログインアカウント（メールアドレス及びパスワード）が不正に利用される可能性がある場合は、速やかに厚生労働省職業安定局が設置する「ヘルプデスク」に報告することとします。
- (3) 求人者マイページの開設手続後、求人者マイページ利用者は、ハローワークインターネットサービスによる求人者マイページ向けのサービスを利用できるものとします。
- (4) 求人者マイページ利用者は、求人者マイページの開設時点で、本利用規約及びプライバシーポリシーの内容にすべて承認したものとします。

#### **第5条（求職者マイページの開設）**

- (1) 求職者マイページを利用しようとする者は、ログインアカウントとして求職者個人のメールアドレスが必要になることについてあらかじめ承諾することとします。求職者マイページのログインアカウント（メールアドレス及びパスワード）については、利用者の責任で管理し、第三者に開示、貸与及び譲渡してはならないものとします。
- (2) ログインアカウント（メールアドレス及びパスワード）が不正に利用される可能性がある場合は、速やかに厚生労働省職業安定局が設置する「ヘルプデスク」に報告することとします。
- (3) 求職者マイページの開設手続後、求職者マイページ利用者は、ハローワークインターネットサービスによる求職者マイページ向けのサービスを利用できるものとします。ただし、来所登録者とオンライン登録者では利用できるサービスが異なります。
- (4) 求職者マイページ利用者は、求職者マイページの開設時点で、本利用規約及びプライバシーポリシーの内容にすべて承認したものとします。

#### **第6条（求人者マイページ利用者の責任等）**

- 
- (1) 求人者マイページの利用者（以下、本条項において「利用者」という。）は、自らの意思及び責任をもって、求人者マイページを開設し、その際、厚生労働省職業安定局が示す方法に従って利用するものとします。
- (2) 利用者が、求人者マイページに登録している求人情報等は、すべて利用者自らがその内容の正確性・真実性・最新性等一切につき責任を負うものとします。
- (3) 利用者は、以下について予め了承の上、利用するものとします。
- ・ 求人無効日から5年以内に求人申込みをしない限り、求人者マイページ（求人者マイページ内の登録情報を含む）は削除されること
  - ・ 求職者との間の送受信メッセージは、送受信後1年経過すると消去されること
  - ・ 有効中の求人がない場合は、求人者マイページの一部機能を利用できないこと（第10条）
  - ・ 障害者である新規高等学校卒業（予定）者を紹介・採用する場合等においては、申込み済みの求人について、手続きの関係上、ハローワークにおいて求人区分が異なる求人として受理する場合があります、その際は当該求人が求人者マイページ上に表示されること
- (4) 利用者は、求人者マイページについて、採用の確実性を保証するものではないことを予め了承の上、利用するものとします。
- (5) 利用者は、求人者マイページの開設をもって、ハローワークからの個別サービスの利用案内（面接会の勧奨やセミナー情報の通知等）を受け取ることがあること及び求人者マイページの利用状況（保存した求職検索条件、応募受付履歴等。ただし、求職者マイページとのメッセージを除く。）をハローワークが閲覧・共有できることを予め承諾するものとします。
- (6) 利用者は、求人者マイページにおいて、第1条の目的の範囲内で利用するとともに、以下の①から⑥までを行ってはならないものとします。
- ① 虚偽の情報や自己に関する情報ではない情報を登録する行為
  - ② 著作権、商標権、プライバシー権、氏名権、肖像権、名誉等の他人の権利を侵害する行為
  - ③ 個人や団体を誹謗中傷する行為
  - ④ 営利を目的とした登録及び情報提供等の行為
  - ⑤ 厚生労働省等又は第三者に不利益を与える行為
  - ⑥ ハローワークインターネットサービスの運営を妨げる行為
- (7) 上記(6)に加え、ハローワークにおける職業紹介業務の運営を著しく妨げる行為を行った利用者及び本利用規約に定める事項に違反した利用者に対しては、ハローワークは求人者マイページの利用を不可とすることがあります。
- (8) 事業所の移転等に伴い求人者マイページの事業所所在地を管轄するハローワークを変更する場合には、ハローワークに来所する必要がある、求人者マイページの応募者管理、求人一覧等の情報が引き継がれないことについて、了承するものとします。
- (9) ハローワークの管轄変更があり、求人者マイページに登録している事業所所在地を管轄するハローワークが変更される場合には、別途定める期間内にハローワークに来所する必要がある、求人者マイページの応募者管理、求人一覧等の情報が引き継がれないことについて、了承するものとします。来所しない場合、マイページにログイン不可となることについて、了承するものとします。

---

## 第7条（求職者マイページ利用者の責任等）

- (1) 求職者マイページの利用者（以下、本条項において「利用者」という。）は、自らの意思及び責任をもって、求職者マイページを開設し、その際、厚生労働省職業安定局が示す方法に従って利用するものとします。
- (2) 利用者が、求職者マイページに登録している求職情報等は、すべて利用者自らがその内容の正確性・真実性・最新性等一切につき責任を負うものとします。
- (3) 利用者は、以下について予め承の上、利用するものとします。
  - ・ 求職無効日から5年以内に改めて求職の申込みをしない限り、求職者マイページ（求職者マイページ内の登録情報を含む。）は削除されること
  - ・ 求人者との間の送受信メッセージは、送受信後1年経過すると消去されること
  - ・ 求職登録が無効の間（障害者として求職登録を行った場合、無効に準じる場合を含む）、求職者マイページの一部機能を利用できないこと（第9条）
  - ・ ハローワーク等から連絡をとる必要がある場合、登録された電話番号に連絡することがあること
- (4) 利用者は、求職者マイページについて、採用の确实性を保証するものではないことを予め承の上、利用するものとします。
- (5) 利用者は、求職者マイページの開設をもって、ハローワークからの個別サービスの利用案内（面接会の勧奨やセミナー情報の通知等）を受け取ることがあること及び求職者マイページの利用状況（保存した求人検索条件や求人情報、応募履歴（志望動機、応募書類、求人者との送受信メッセージ等を除く。）、ブロック情報、最終ログイン日・退会日等）をハローワークが閲覧・共有できることを予め承諾するものとします。
- (6) 利用者は、求職者マイページにおいて、第1条の目的の範囲内で利用するとともに、以下の①から⑥までを行ってはならないものとします。
  - ① 虚偽の情報や自己に関する情報ではない情報を登録する行為
  - ② 著作権、商標権、プライバシー権、氏名権、肖像権、名誉等の他人の権利を侵害する行為
  - ③ 個人や団体を誹謗中傷する行為
  - ④ 営利を目的とした登録及び情報提供等の行為
  - ⑤ 厚生労働省等又は第三者に不利益を与える行為
  - ⑥ ハローワークインターネットサービスの運営を妨げる行為
- (7) 上記（6）に加え、ハローワークにおける職業紹介業務の運営を著しく妨げる行為を行った利用者及び本利用規約に定める事項に違反した利用者に対しては、ハローワークは求職者マイページの利用を不可とすることがあります。
- (8) 求職者マイページからオンライン自主応募を行ったものの面接不参加（求人者に応募辞退の連絡を行わずに面接に参加しなかったものとして、求人者から報告があった場合）の回数が3か月間で5件を超えた場合、自動的に求職者マイページの一部機能の利用制限が課されます。利用制限を解除するためにはハローワークに来所する必要があるため、ハローワーク職員等が利用制限を解除することが適当と判断した場合に解除されます。

---

(9) ハローワークの管轄変更があり、マイページの利用安定所が変更される場合、別途定める期間内にハローワークに来所する必要がある、来所しない場合、マイページにログイン不可となることについて、了承するものとします。

(10) 不法就労を防止する観点から、利用者が外国人（特別永住者である方を除く）の場合、オンライン求職登録の際には「その他特記事項欄」に、自主応募の際には「備考欄」に、

- ・在留カードの表面の「在留資格」、「在留期間（満了日）」の欄に記載されている事項
- ・在留カードの裏面の「資格外活動許可欄」の欄に記載がある場合は「資格外活動許可あり」と記載をして利用することについて、了承するものとします。

上記事項の記載が無いことをハローワーク職員等が把握した場合、求職者マイページの利用を不可とすることがあります。

## 第8条（求人者マイページによる事業所仮登録・求人仮登録）

(1) 求人申込みにあたっては、事業所所在地を管轄するハローワークへ直接来所するか、求人者マイページから事業所仮登録を行う場合はログインアカウントを登録した日の翌日から14日以内（期限日が「行政機関の休日に関する法律」第1条第1項各号で定める行政機関の休日となる場合はその前日まで）に事業所所在地を管轄するハローワークに来所し、事業所本登録を行う必要があります。事業所仮登録後、引き続き、下記(2)の求人者マイページから求人の仮登録が可能です。14日を経過した場合は、仮登録した情報は削除されます。

(2) 事業所本登録を行った求人は、事業所所在地を管轄するハローワークへ直接来所するか、求人者マイページから求人仮登録を行った翌日から14日以内（期限日が「行政機関の休日に関する法律」第1条第1項各号で定める行政機関の休日となる場合はその前日まで）に事業所所在地を管轄するハローワークに来所し、求人本登録を行う必要があります（下記(3)参照）。14日を経過した場合は、仮登録した情報は削除されます。

(3) 2019年12月までの求人申込み状況に関わらず、2020年1月以降、以下の①から⑥のいずれかに該当する場合は、必ずハローワークへの来所による本登録が必要となります。

その他にもハローワークから求人の内容を確認する必要があると連絡があった場合には、来所による登録が必要となります。

- ① 求人者マイページを通じて初めてハローワークに求人を申し込む場合（ハローワーク窓口でログインアカウントとして使用するメールアドレスの登録を行い、開設した場合を除く）
- ② 初めて障害者専用求人を申し込む場合
- ③ 初めてトライアル雇用求人を申し込む場合
- ④ 初めて障害者トライアル雇用求人を申し込む場合
- ⑤ 過去1年間にハローワークに求人を申し込んでいない場合
- ⑥ 派遣・請負求人を申し込む場合

(4) 求人者マイページを利用して申し込むことができる求人は、全区分（一般求人、大卒等求人、高卒求人、季節求人、出稼ぎ求人）となり、一般求人及び大卒等求人には、障害者求人も含まれます。上記(1)及び(2)は、求人区分に関わらず、全ての求人申込みにおいて同じ手続きを行うものとします。

- 
- (5) 上記(3)に該当する場合を除き、2回目以降の求人提出については、原則として来所不要となります。
  - (6) 事業所仮登録情報・求人仮登録情報の本登録に際し、その内容についてハローワークからの確認や修正の依頼がなされた場合には速やかな対応が必要です。対応のない場合は本登録ができないことを了承するものとします。

## 第9条 (オンラインハローワーク紹介とオンライン自主応募)

- (1) 「オンラインハローワーク紹介」とは、求職者マイページを開設する「来所登録者」を対象に、一定の要件に該当する職業紹介について、安定所への来所によらずオンライン上で職業紹介を行う方法をいいます。
- (2) 「オンライン自主応募」とは、求職者マイページを開設する来所登録者及びオンライン登録者が、求職者マイページから求人者マイページを通じて求人者に直接応募する方法をいいます。「オンライン自主応募」は求職者の自主的な求職活動であり、ハローワークの職業紹介を介しない応募方法となります。
- (3) 求職者はオンラインハローワーク紹介又はオンライン自主応募を行う際、自身が作成した応募書類(履歴書、職務経歴書、ジョブ・カード等)を求職者マイページ上にアップロードし、紹介又は応募時に求人者マイページに送付することができます。当該応募書類は、求職者が応募取消を行った場合又は求人者が選考結果を登録した場合、若しくは求人無効日の翌々々月末日時点で求職者マイページ及び求人者マイページから自動削除されます。なお、アップロードされた応募書類を求人者マイページからダウンロードした場合、選考後に削除をするようにしてください。
- (4) <求職者>オンライン自主応募を行うことができる求人の上限は15件(選考結果が登録されたものや応募取消したものは除きます。)であり、同一の求人者に再度応募することはできません。
- (5) <求人者>求職者の区分(来所登録者/オンライン登録者)に関係なく、オンライン自主応募により採用された場合、ハローワーク又は職業紹介事業者等の職業紹介を支給要件とする助成金(特定求職者雇用開発助成金等)の支給対象とはなりません。
- (6) <求職者>オンライン自主応募により採用等された場合、求職者は、受給に当たりハローワークの職業紹介が必要な常用就職支度手当、移転費、広域求職活動費は受給できません。また、再就職手当及び就業手当については、受給資格に係る離職理由により給付制限を受けた場合、待期間満了後1か月間は、ハローワーク又は職業紹介事業者等の紹介により就職したことが必要ですが、オンライン自主応募は当該紹介には該当しないことから受給できません。
- (7) オンライン自主応募に伴って生じるトラブル等については、第17条(1)のとおり、厚生労働省職業安定局は一切の責任を負わないため、当事者同士で対応することになります。
- (8) <求職者>オンライン自主応募をしたにもかかわらず面接のキャンセルを繰り返す等、求職者マイページの不適切な利用を行う利用者に対して、ハローワークは求職者マイページの利用を不可とすることがあります。

## 第10条 (求人・求職の有効期間)

---

(1) <求人者> 求人の有効期間は、求人申込みをハローワークにおいて受理した日の属する月の翌々月の末日（求人を受理した日から2か月経過後の月末）としています。有効期間を経過すると、原則無効となります。求人者が求人の有効期間の延長を希望した場合等には、1回に限り1か月延長されます。また、充足等により求人を取り消した場合に無効となります。

大卒等求人の有効期間は、求人申込みをハローワークにおいて受理した日に関わらず、当該年度の3月末日までとなります（翌年度に卒業する学生を対象とする求人の場合には、求人申込みを行った日の属する年度の翌年度の3月末日までとなります。）。また、充足等により求人を取り消した場合に無効となります。

高卒求人の有効期間は、求人申込みをハローワークにおいて受理した日に関わらず、当該求人の対象となる卒業生の翌年度に卒業する者を対象とする求人の学校における求人申込みの受付開始日の前日までとなります。また、充足等により求人を取り消した場合に無効となります。

(2) <求職者> 求職者（「来所登録者」及び「オンライン登録者」）の求職の有効期間は、原則として求職登録を行った日の属する月の翌々月の末日（登録した日から2か月経過後の月末）としています。有効期間を経過すると、原則無効となります。また、ハローワークの職業紹介やオンライン自主応募等により就職が決定した場合や求職の取消を申し出た場合等に無効となります。

求職の有効期間満了前（有効期間の終了月）に求職者が、ハローワークに来所してハローワークの支援の継続を申し出た場合（職業相談や職業紹介を受けた場合を含む。）又はオンライン自主応募をした場合には、1か月単位で延長されます。なお、雇用保険受給者及び職業訓練受講者は、失業の認定又は訓練を受講している間は、原則として継続の申し出があつたものとみなし、1か月単位で延長されます。

ただし、上記有効期間に係る取扱いは、障害者（来所登録者）として求職登録を行った場合を除きます。

大卒等求職者については、卒業年度の3月末時点で有効である求職者は、3月末で大卒等求職者としての有効期限が切れ、4月からは一般求職区分に切り替わります。

## 第11条（退会）

(1) <求人者> 求人者マイページは、求人者マイページから退会の申込みを行うことができます。退会後には、求人者マイページにログインできなくなり、求人者マイページのログインアカウント（メールアドレス及びパスワード）、検索条件、送受信メッセージ等の情報は全て削除されます。ただし、退会后30日間に限り、同一のアカウント（メールアドレス及びパスワード）により、マイページの利用を再開できます。

退会の手続きを行わない場合でも、求人者マイページ内の求人の求人無効日から5年経過すると、求人者マイページのログインアカウント（メールアドレス及びパスワード）や検索条件等の情報は自動的に削除されます。

なお、選考結果を登録していないオンライン自主応募案件がある場合は退会できません。

(2) <求職者> 求職者マイページは、求職者マイページから退会の申込みを行うことができます。退会後には、求職者マイページにログインできなくなり、求職者マイページのログインアカウント（メールアドレス及びパスワード）、保存した検索条件や求人情報、送受信メッセージ等

---

の情報は全て削除されます。ただし、退会后 30 日間に限り、同一のアカウント（メールアドレス及びパスワード）により、マイページの利用を再開できます。

退会の手続きを行わない場合でも、求職無効日から5年経過すると、求職者マイページのログインアカウント（メールアドレス及びパスワード）や検索条件等の情報は自動的に削除されます。

なお、応募中のオンライン自主応募案件がある場合は退会できません。

オンライン登録者の場合は、退会と同時に求職が無効となります。

## 第 12 条（利用に当たっての留意点）

視覚に障害のある方は「音声読み上げ」機能を利用することにより、求人者マイページ及び求職者マイページを利用することができます。

## 第 13 条（システム・セキュリティの確保）

求人者マイページ及び求職者マイページの利用に当たっては、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アンチウィルスソフトウェアの不正プログラムの定義ファイルを常に最新の状態に維持し、不正プログラムの自動検査機能を有効にすること。
- (2) セキュリティへの脆弱性への対策を行っていない OS や閲覧ソフト等を利用しないこと。

## 第 14 条（個人情報の取扱い）

厚生労働省職業安定局は、求人者マイページ及び求職者マイページについて、プライバシーポリシーに則り個人情報を取り扱うものとします。

## 第 15 条（メンテナンス作業の実施）

厚生労働省職業安定局は、ハローワークインターネットサービスの安定的実施等のため、求人者マイページ及び求職者マイページを一時的に停止し、メンテナンス作業等を行うことがあります。

メンテナンス作業等を実施する場合は、厚生労働省職業安定局が定める方法により予め求人者マイページ利用者及び求職者マイページ利用者に通知するものとしますが、緊急のシステム障害等のため、事前予告なしにメンテナンス作業を実施する場合があります。

## 第 16 条（属性情報等の集計及び利用）

厚生労働省職業安定局は、求人者マイページ及び求職者マイページの円滑な運営のため、求人者マイページ利用者及び求職者マイページ利用者が登録した情報やサービスの利用状況等を、個人を特定できないよう加工した統計情報として集計及び分析できるものとします。

## 第 17 条（免責事項等）

- (1) 求人者マイページ及び求職者マイページを利用したこと、求人者マイページ及び求職者マイページの利用制限、利用不可、退会、メンテナンス作業による停止、サービスの変更・廃止、求職者マイページに登録した求職情報が正確ではないこと、並びにハローワークインターネ

---

ットサービスに掲載された求人情報がサイトポリシーに違反する形で転載・利用されたことにより発生した求人者マイページ利用者及び求職者マイページ利用者（以下、本条項において「利用者」という。）の損害及び利用者が第三者に与えた被害について、厚生労働省職業安定局は一切責任を負わず、本サービスを利用する求人者及び求職者に対し、損害賠償する義務はないものとします。

(2) 求人者マイページ及び求職者マイページのアカунト（メールアドレス及びパスワード）を第三者に不正に利用されたこと及び第 13 条に基づくセキュリティ対策を講じていなかったことにより、利用者が本サービスを利用する求人者、求職者、その他の第三者又は厚生労働省職業安定局に与えた損害について、厚生労働省職業安定局は一切の責任を負わず、損害賠償する義務はないものとします。

(3) 通常講ずべきセキュリティ対策を講じても防止できない外部からのサイバー攻撃や災害、停電など、厚生労働省職業安定局の責任に帰すべき事由によらず利用者に損害が発生しても厚生労働省職業安定局は一切責任を負わず、損害賠償する義務はないものとします。

## 第 18 条（利用規約の改定）

厚生労働省職業安定局は、厚生労働省職業安定局の裁量によりいつでも本利用規約を改定することができるものとし、厚生労働省職業安定局が改定後の本利用規約をハローワークインターネットサービスへの掲載その他の方法により求人者マイページ利用者及び求職者マイページ利用者に告知したとき（厚生労働省職業安定局が改定後の本利用規約の発効日を別途設定した場合はその日）に効力を生じます。その後求人者マイページ利用者及び求職者マイページ利用者が本サービスを利用した場合、利用者は改定後の本利用規約に同意したものとみなします。

## 第 19 条（その他）

求人者マイページ及び求職者マイページに関し、本利用規約に定めない事項は、厚生労働省職業安定局が定めるところによります。

また、厚生労働省職業安定局は、ハローワークインターネットサービスへの掲載その他の方法により、いつでも求人者マイページ及び求職者マイページの実施について全部又は一部の変更や廃止を行うことができるものとします。

## 第 20 条（準拠法及び合意管轄裁判所）

(1) 本利用規約には、日本法が適用されるものとします。

(2) 本サービスの利用に関する紛争は、求人申込み又は求職申込みを行ったハローワークを管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2021 年 9 月 21 日